

## 学校法人明星学園 浦和学院高等学校保護者の会会則

- 第 1 条 本会は、学校法人明星学園浦和学院高等学校保護者の会と称し、事務所を同校内におく。
- 第 2 条 本会は、学校と家庭の連携によって、教育効果の高揚、及び本校教育活動の充実、振興に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 学校と家庭の連携をはかる事業
  - (2) 教育活動の充実、振興に関する事業への助成
  - (3) その他本会の目的達成に必要な事業
- 第 4 条 本会は、本校生徒の父母（保護者）をもって組織し、本校職員も会員となることができる。
- 第 5 条 本会に次の役員をおく。
- 会長 1名 副会長 若干名 書記 若干名 監事 若干名  
幹事 若干名 支部長 各支部1名 理事
- 第 6 条 役員任期は1ヶ年とし、再選することができる。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 7 条 役員任務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
  - (3) 書記は、各種事業の議事録を作成管理する。
  - (4) 監事は、会計を監査する。
  - (5) 幹事は、会長の命をうけ、庶務会計にあたる。
  - (6) 支部長は、支部を代表し、支部を総括する。
  - (7) 理事は、理事会を構成し、各種事業の企画、運営にあたる。
- 第 8 条 役員選出は、次のとおりとする。
- (1) 会長、副会長、書記、監事は、理事会において会員中より選考し、総会の承認を受ける。
  - (2) 幹事は、会長が会員中より委嘱する。
  - (3) 支部長は、支部理事の互選により選出する。
  - (4) 理事は、会員中より支部ごとに選出する。
- 第 9 条 本会に顧問をおくことができる。
- 第 10 条 本会の会議は、次のとおりとする。
- (1) 総会は、毎年1回会長が招集し、会則の改正、会務の報告および決算の承認、年度事業案、予算案の承認、役員承認、その他必要事項を審議する。ただし、必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。
  - (2) 理事会は、総会につぐ決議機関であり、必要に応じ会長が招集する。
  - (3) 常任理事会は、会長、副会長、書記、監事、幹事、支部長、専門部長で構成し、必要に応じ会長が招集する。
  - (4) 支部会は、必要に応じ支部長が招集する。
- 第 11 条 本会に理事をもって組織する専門部（ライフスキル部、健康推進部、広報部、安全対策部）をおくことができる。細部については、理事会で決定する。
- 第 12 条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 第 13 条 本会の会費は、月額2,000円とする。ただし、本校職員の会費は別に定める。
- 第 14 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第 15 条 本会運営上の必要な事項は、理事会の決議により、細則を別に定める。
- 第 16 条 本会の議事は、出席会員の過半数を持って決定する。

付 則 この会則は、2002年4月1日より実施する。  
2009年4月1日 名称変更  
2015年5月21日 一部改正  
2021年5月24日 一部改正